

J A P A N クロスカントリーダートトライアルシリーズ大会規定 (2012-01版)

第1章 大会運営規約

第1条 定義

- 1、本大会は4WD車（RV，SUVに限定）を対象としたクロスカントリーダートトライアルで、1台ずつのタイムアタックを行うものである。

第2条 大会名称

- 1、「J A P A N クロスカントリーダートトライアルシリーズ2012」とする。
(以下J X C Dと言う)

第3条 目的

- 1、本大会は、4WD車及びSUV車を使用したオフロードスポーツの振興と、ドライビングの楽しさを幅広く啓蒙することと同時に、安全に関する知識向上を目指すことを目的として開催する。従って安全装備を基準としてクラス分けをし、運営するものとする。

第4条 大会運営組織

- 1、名称を「J A P A N クロスカントリーダートトライアルシリーズ大会事務局」とする。
(以下J X C D事務局と言う) J X C D事務局は下記に設置する。詳細については公式ホームページに告知する。

■〒701-0304 岡山県都窪郡早島町早島1881-1 中山マンションⅢ103号
株式会社オフィスミッション内 J X C D運営事務局
TEL086-441-0337

■エントリー申し込み先 FAX086-441-0338

■エントリーフィーの振込先

ジャパンネット銀行(0033)本店営業部(001)

普通預金3855190 カ) オフィスミッション

■公式ホームページ: <http://www.officemission.jp/dirt>

第5条 オーガナイザー

- 1、J X C D事務局

第6条 会場及び開催日程

- 1、すべて公式ホームページにて発表する。

第7条 会場周辺に対する配慮

- 1、開催される会場及び周辺地域、及び住民に配慮し、社会秩序を守り会場の規定に従うこと。ゴミは参加者個人で持ち帰ること。

第8条 参加者の承認事項

- 1、損害の補償

参加者とは競技者、観客、オフィシャル、スポンサーなどこの競技に関わる全ての参加者のことであり、参加車両や備品の破損、盗難、紛失はもとより、会場施設や器物を破損させた場合の補償など、

いかなる理由においても当事者が責任を負わなければならない。

2、主催者の免責

本大会において全ての参加者は、本大会主催関係者（運営事務局、各DV事務局等）が一切の損害賠償の責任を免除されていることを承諾しなければならない。すなわち、その任務遂行上に起きた競技者及び全ての参加者の死亡、負傷、車両損害、器物損害、盗難他に対して本大会主催関係者は一切の責任を負わない。

3、オフィシャルの免責

大会運営において、いかなる場合もオフィシャルは一切の責任を免除されていることを了承しなければならない。

第9条 肖像権

1、大会名称及びロゴマーク、映像、写真等の使用権利はJXCD事務局に帰属する。

第10条 規定の変更

1、大会規定は必要に応じ、予告なく変更する場合がある。

第11条 規則違反の決裁と審議

- 1、大会規定、競技規則に違反する行為の決裁は、大会実行委員長、競技長、車検長（任命はホームページで公表する）が行う。
- 2、大会実行委員長は、順位が確定する前までに違反行為、不正行為、異議申し立てに対し、3人以上の大会役員と2名以上の競技参加者を招集し、審議会を開き意見を聴取、審議することができる。また違反行為が明らかになった場合、その程度に応じ、決裁を行う。
- 3、前項の2名以上の競技参加者は、公明に大会実行委員長が選出する。

第12条 競技の中止または延期

- 1、荒天あるいは不可抗力により、大会実行委員長は大会役員と協議の上、競技の中止または延期もしくは順位の決定方法の変更を行うことができる。
- 2、中止した時点で、全ての競技者のタイム計測が一回でも行われた場合は、その大会の競技は成立したこととする。
- 3、荒天あるいは不可抗力により、競技内容の変更、中止が必要と判断した場合は、その情報を事前に公式ホームページ、または緊急のブリーフィングを開催して告知する。

第13条 競技の情報公開と告知

- 1、本大会運営に関するすべての情報（開催場所、日時、規則の変更、競技の結果、協議内容の説明など）は公式ホームページで発表し告知する。エントリーはこれを各自で確認すること。
- 2、情報の公開、削除に関する権限はすべて大会事務局にある。

第14条 タイムスケジュール

- 1、大会によりタイムスケジュールが異なる場合があるため公式ホームページにて確認すること。
- 2、大会当日、オーガナイザーはドライバーズブリーフィングを開催し、公平に競技内容、スケジュール、変更内容等を発表する。

第2章 参加規定

第15条 参加者

- 1、参加者は、スポーツマンシップにのっとり、公明に競技を行い安全第一とする。

第16条 参加資格

- 1、原則として18歳以上で普通運転免許証を有すること。未成年者は親権者の同意書がなければ参加できない。ただし、この資格を有していなくても、2名以上のエントラーント（競技参加者）からの推薦状があり、大会実行委員長が確かな運転技術があると認めた者は、親権者の同意のもと参加できる。

第3章 エントリー

申込先はすべて第4条に明記したJXC D大会事務局に申し込むこと。

第17条 エントリーの詳細及び方法

- 1、エントリーフィーは次の通りとする。
 - ① ￥10,000/1エントリー（賞典外の場合も同様）
 - ② ￥15,000/NクラスとPクラスのダブルエントリー（賞典外も同様）の場合の1名。
￥20,000/NクラスとP1、P2クラスのトリプルエントリー（賞典外も同様）の場合の1名。
※但し、当日のエントリー（期限外エントリー）は別途￥2,000を徴収する。
※例外としてJXC D事務局の都合により期限外エントリーさせる場合を除く。
※1台の参加車両で複数人のエントリーがある場合はそれぞれ申し込むこと。
- 2、エントリーの受付期間は大会開催日の一ヶ月前から一週間前までとし、それ以降は期限外エントリーとする。
- 3、公式ホームページからエントリーする場合は次の通りとする。
 - ① 公式ホームページの「エントリー手順」のページから「エントリーフォーム」に記入して送信すること。
 - ② エントリーフィーは銀行振り込みで送金すること。（振込先は第4条-1を参照）
 - ③ エントリーフォームがJXC D事務局に送信され、エントリーフィーの入金確認後にJXC D事務局より「エントリー受領」のメールが届くので確認すること。
 - ④ 大会当日は「エントリー受領」のメールをプリントアウトして「車検証」と「印鑑」を持参して大会本部でエントリーのチェックを受けること。
- 4、FAXで申し込む場合は次の通りとする。
 - ① 公式ホームページにある「参加申込書」をプリントアウトして記入、捺印後、JXC D事務局にFAXすること。（送信先は第4条-1を参照）
 - ② エントリーフィーは銀行振り込みで送金すること。（振込先は第4条-1を参照）
 - ③ 大会当日にFAXした参加申込書の「本書」を持参し大会本部でエントリーのチェックを受けること。
- 5、その他のエントリー
公式ホームページにある「参加申込書」をプリントアウトして記入、捺印後、エントリーフィー

- と共に現金書留でJ X C D事務局に送ること。(発送先は第4条-1を参照)
- 6、エントリーフィーを銀行口座に振り込む場合は、参加申し込み人と同じ名前で振り込むこと。
振り込み手数料は参加者が負担すること。
 - 7、 参加申込書とエントリーフィーをJ X C D事務局が受理した時点で正式エントリーとする。
 - 8、 エントリーフィーは、キャンセルの場合や車検不合格等で出場できない場合でもこれを返却しない。
 - 9、 エントリー受理後の通知は、手続きに問題なく正式に受理された場合は通知しない。
 - 10、 エントリーの上限は70エントリーとする。これを越える場合は会場のキャパシティ等考慮し、当日エントリーを受け付けない場合がある。
 - 11、 J X C D事務局は理由を明らかにすることなく、参加申し込み者に対して参加を拒否することが出来る。この場合は参加申込書とエントリーフィーを返却する。

第4章 車検

開催日当日にJ X C D大会規定に基づき車検を行う。

第18条 確認事項

- 1、主催者は車両規則、装備品に関して大会当日に車検を行い確認する。この車検は安全且つ公平な競技を成立させる事が目的であり、構造変更済みの有無や保安基準等、法的要件を確認するものではない。すなわち参加車両に関わる法的責任はその車両の使用者が全ての責任を負うものである。さらにJ X C D大会規定に適合する車両であっても、競技上、安全性に問題があると判断される車両に関しては大会実行委員長の権限として改善を求める。改善できない場合は参加を認めない。
- 2、スカラシップにエントリーしている者は、スポンサーステッカーの有無等を車検時に確認するが各スポンサーが定めたスカラシップ規定を満たしていない場合は、スカラシップ章典対象から除外する。ただし、車検終了時間までに不備を改善し認められた場合はこの限りではない。
- 3、競技終了後、入賞車両に関しては、大会規定に則り再車検を行う場合がある。これにより不正や申告の不備が認められた場合は失格となる。
- 4、大会規定を満たさない車両は出場できない。但し、競技スタートまでに不具合を改善し認められた場合はこの限りではない。
- 5、全ての参加車両はフロントのナンバープレートを取り外し、リアプレートはデコレーションプレート等を装着すること。但し、軽自動車の場合は前後プレートの取り外しも認めるが、全ての車両でデコレーションプレートの装着を推奨する。

第5章 賞典

第19条 表彰

- 1、各クラスのエントリー数が1～5台までの場合は1位のみを表彰、6～9台の場合は1位と2位を表彰、10台以上の場合は上位3名を表彰する。
- 2、Nクラスではショップ関係者やプロドライバー（J X C D事務局が該当者と認定する者）は賞典

外とする。

- 3、Nクラスではノーマル車を基準とする。これに該当しない車両のエントリーも認めるが賞典外とする。

第20条 シリーズ戦表彰規定

- 1、ポイント制によるシリーズ戦表彰を行い、各クラスの最終ランキング総数1～10名の場合には上位1名を、11～15名の場合には上位2名を、16名以上の場合には上位者3名に記念品を授与する。発表は公式ホームページ上で行う。
- 2、ポイントは各クラスの1位20ポイント、2位17ポイント、3位15ポイント、4位12ポイント、5位10ポイントで、これ以下は1ポイントずつ減点され、15位から以降は0ポイントとする。
- 3、獲得したポイントの上位3戦分までを有効ポイントとして合算し、シリーズ戦表彰規定の順位を決定する。
- 4、合算したポイントが同ポイントとなった場合は全戦において獲得したポイントの総数が多い者を上位とする。

第6章 競技規定

第21条 参加車両

- 1、参加が認可される車両はJXC D大会規定で定められた安全装備等を装着した4WD、及びSUV車である。
- 2、Nクラスは車両ナンバー、車検、自賠責保険が有効であること。車検証（コピーでも可）、自賠責保険証書は必ず持参すること。たとえこれに該当する車両であっても、安全性に問題があると判断される車両や、明らかに違法性が認められる車両に関しては、大会実行委員長の権限として出場を認めない場合がある。
- 3、Pクラスは車両ナンバー、及び車検が無い車両の参加も認める。但し、この車両の車検証、もしくは一時抹消証があり、有効な自賠責保険が有ること。但し、正当な理由があり、且つJXC D運営事務局に事前に申請があり、許可された場合はこの限りではない。
- 4、過給器付きのエンジン排気量は、エンジン容積の1.5倍で計算される。
- 5、参加対象車両はクロスカントリータイプの4WD車、及びSUV車であり下記は一例である。これ以外の車両はJXC D事務局に問い合わせること。

■トヨタ：ランドクルーザー、ハイラックス、FJクルーザー、RAV4、ハリヤー、クルーガー、ビーゴ、キャミ、ヴァンガード等

■日産：サファリ、テラノ、ミストラル、エクストレイル、ダットサントラック、ムラーノ、ラシーン、デューク等

■三菱：パジェロ、イオ、Jr、ミニ、ストラーダ、チャレンジャー、エアートレック、RVR、Jeep、デリカ、アウトランダー、トライトン等

■イズズ：ビッグホーン、ロデオ、ウイザード、ミュー、ビークロス等

■ホンダ：ホライゾン、ジャズ、CR-V、HR-V、クロスロード等

- スズキ：ジムニー、エスクード、SX4等
- マツダ：プロシード、トリビュート等
- スバル：フォレスター
- 外国車：チェロキー、ラングラー、ブレイザー、X5、X3、ML、G、デュランゴ、エクスペローラー、レンジローバー、ディスカバリー、パトリオット等

第22条 クラス分け

Nクラスはノーマル車（ライトチューンの範囲）のクラスとし、Pクラスは改造制限無し of クラスとして、以下の通り4つのクラスを設定する。

1、N1クラス

軽自動車であり、エンジン本体の変更、エンジンヘッドの交換、過給器本体の追加、変更、排気量の変更、エンジンコンピューターの変更、トレッドの変更（ワイドトレッドスペーサー等の使用）等の変更がない車両のクラス。

2、N2クラス

排気量660ccを越えるガソリンエンジンとディーゼルエンジン車のクラスでありエンジンの種別により以下の通りとする。

①ガソリンエンジン車

エンジン本体の変更、エンジンヘッドの交換、過給器本体の追加、変更、排気量の変更がない車両。

②ディーゼルエンジン車

有効な車検を有していれば改造範囲は特に制限しない。

3、P1クラス

Nクラスに該当しない排気量2000cc以下のガソリンエンジン車と排気量に関係なくディーゼルエンジン車の改造車クラス。

但し、Nクラスの車両であっても6点式以上のロールケージが装備されている車両はエントリーすることができる。また、P2クラスに重複してエントリーすることもできる。

4、P2クラス

Nクラスに該当しない排気量2000ccを越えるガソリンエンジンとディーゼルエンジン車の改造車クラス。

但し、Nクラスの車両であっても6点式以上のロールケージが装備されている車両はエントリーすることができる。

第23条 順位の決定

- 1、Nクラスは練習走行の他にタイムアタックを2回行い、そのベストタイムで競う。
- 2、Pクラスは練習走行の他にタイムアタックを1回行い、それを予選とし、トーナメントブロックに振り分ける。最終順位の決定はトーナメント方式で決定される。
- 3、Pクラスの最終順位の決定は1位から4位まではトーナメント方式で決定され、それ以降の順位は走行した全てのタイムアタックの中のベストタイムで決定される。但し、それぞれのクラスの

エントリー数が6台以下の場合や、天候、及びコースコンディションによりタイムアタック形式等に変更する場合がある。

- 5、Pクラスにおいて対戦相手双方がリタイヤした場合はその双方全ての計測記録を元にそのトーナメントにおける勝者（順位）を決定する。
- 4、最終順位の確定は競技終了後にまず暫定発表を行う。この暫定発表後1時間が経過した時点で最終の集計確認を行い順位が確定する。

第24条 タイムの計測

- 1、原則として光電管で測定する。
- 2、スタート順は抽選で決定する。
- 3、スタートは原則としてゼッケン順に行う。
- 4、スタート方法はフライングスタートとする。
- 5、スタートはスターターの指示、合図に従うこと。
- 6、コース走行中は全ての窓を全閉する事。
但し、ウインドウネット等で対策しており、車検長が許可した場合はこの限りではない。
- 7、ミスコース、横転、コースアウト、自走が不可能なトラブルはそのアタックを失格とする。
- 8、パイロントッチは1回につきプラス5秒のペナルティを課す。
- 9、同乗者は認めない。
- 10、大会実行委員長はNクラスとPクラスのコース設定を分けることができる。

第7章 車両規則

参加する車両は次の規定を遵守すること。

第25条 安全装備

- 1、全ての競技参加者はヘルメット、ドライビンググローブ、4点式以上のシートベルトを装備しなければならない。
- 2、ヘルメットはJIS、SNELL、BS規格等JAF認定品に準じていること。たとえこれらの規格を満たしていても半キャップタイプは認めない。
- 3、4点式シートベルトは、車体フロア部に直接ボルトや補強板を使用し、3カ所以上で確実に固定すること。シート及びシートフレームには取り付けないこと。
- 4、ドライビンググローブは操作性に優れ、指、手首が完全に保護できるレーシンググローブを着用すること。
- 5、コース内では長袖、長ズボン、運動靴を着用すること。長靴での運転は禁止する。レーシングスーツ、レーシングシューズを強く推奨するが、Pクラスにおいてはレーシングスーツ、レーシングシューズ、もしくはそれに準ずるウェアの装着を義務づける。
- 6、Nクラスのすべての車両に6点式以上のロールケージの装着を強く推奨する。
- 7、Aピラーとセンターピラーが一体式ボディシェル構造車以外のオープン車両の場合は出場するクラスに関係なくフロントロールバーを含む6点式以上のロールケージの装着を義務づける。
- 8、Pクラスは全ての車両にフロントロールバー、センターロールバーを元に6点式以上のロールケ

ージの装着を義務づける。但し、純正ボディ構造や純正装着であっても十分安全性を確保した物は許可される。

- 9、ロールケージの定義とは衝突、車両が横転した場合等にボディーシェルに重大な変形を起こさないよう設計されたフレーム構造の物であり、搭乗者の安全を確保できる十分な強度を有すること。スチール、ステンレススチール製の物であること。
- 10、すべてのクラスにおいて左右のドアと天井のないオープン車両の参加は認めない。体の一部が車外へ出ないように幌ドアや安全ネットで対策されなければならない。
- 11、全ての競技参加車両に自動車火災用消火器の取り付けを強く推奨する。これは運転者が速やかに取り出せる位置に取り付ける事。

第26条 安全対策

- 1、ヘッドライト、ブレーキランプ、補助灯などを有効な手段でテーピングし、横転、衝突時の飛散防止の処置をすること。
- 2、バッテリーの取り付け金具は緩まないようしっかりと固定し、+（プラス）側のターミナルを必ず絶縁カバー、テープなど覆いショートを防止すること。
- 3、エンジンルーム内のブレーキ、パワステ、クラッチのリザーバータンクなどオイルが入っている物のキャップは漏出防止のためテープ等で固定すること。
- 4、車内に荷物を積まないこと。

第27条 改造規定

- 1、使用できるタイヤは一般的に市販されている四輪駆動車用の物であり、特殊なタイヤやグルーピングタイヤ、ラリータイヤ、純正サイズを下回るタイヤの使用を認めない。
- 2、特殊燃料の使用は認めない。
- 3、ターボチャージャー、スーパーチャージャー以外の過給装置は認めない。
- 4、チーム名は常識ある名称とし、著作権や肖像権、知的財産権、産業財産権（商標等）を侵害するおそれのあるものや、偏見、卑猥等を連想させるもの、この大会に係るスポンサーのPR活動を阻害するもの等は、運営事務局の判断により変更を要求する。
- 5、全ての参加者はJXC D事務局が用意するゼッケン、スポンサーステッカー等を競技車両に表示する義務がある。
- 6、車両における宣伝活動等は自由であるが、第27条-4に抵触すると判断されるステッカー類は大会実行委員長の権限により削除させる。

第8章 細則

第28条 遵守事項

エントラント（競技参加者）は競技中、下記事項を厳守すること。

- 1、オフィシャルの指示に従うこと。
- 2、本部の発表するタイムスケジュールに従うこと。
- 3、大会中における競技参加者の飲酒、薬物の使用は断じて許さない。発覚した場合はいかなる場合も失格とし、即時に退場させ、以後の参加を認めない。

- 4、他の競技者を故意、かつ悪質に非難、妨害してはならない。
- 5、オフィシャルが危険と判断した場合は競技を中止させる。
- 6、判定や判断に異議申し立てがある場合は、文書にて本部へ提出すること。大会実行委員長が招集する審議会で最終判定を下すが、最終順位確定後は一切認められない。
- 7、その他ローカルルールを適用することがある。この場合は必ず公式ホームページ上、もしくはドライバーズブリーフィングで発表する。
- 8、参加する全ての個人は、例外なくこのJXCD大会規定を熟読し、規約に対して異議のないこととする。